

参加希望型指名競争入札の実施について

制度の趣旨

指名競争入札の透明性、公平性及び競争性の確保を図るために、組合が発注する工事等（建設工事、物品の購入、役務の調達等をいいます。）を受注する意欲がある方に対し受注機会を広げ、受注意欲がある方からの入札参加の希望を募って指名競争入札を実施するものです。

参加資格

参加希望型指名競争入札に参加できる方は、組合を組織する市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）のいずれかで指名競争入札参加資格を有し、次に掲げる条件を満たしている必要があります。

建設工事の入札案件については、参加申込時に当該案件の設計図書の購入が必要であることなど、追加条件がありますので注意してください。

また、案件によっては特別な条件が付くことがありますので、入札発注表に留意してください。

【すべての入札案件に共通する条件】

- 1 鳥取県西部広域行政管理組合指名競争入札参加資格者停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 2 関係市町村で登録された業種が、対象工事等の区分と同一であること。
- 3 その他、入札案件ごとに定める要件を満たすこと。

【建設工事の入札案件に追加する条件】

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていないこと。
- 2 建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員（入札申込日までに3か月以上の雇用期間がある者）を配置できること。
- 3 設計図書を購入していること。
- 4 参加希望型指名競争入札と同時に工事費内訳書を提出できること。

入札案件の公表

参加希望型指名競争入札により工事等が発注しようとするときは、あらかじめ、ホームページにより入札参加に必要な事項（入札発注表）を公表します。

なお、3～4月は入札案件が集中するため、毎日内容が更新される可能性がありますのでご注意ください。

入札参加の申込

参加希望型指名競争入札に参加を希望され、かつ、参加資格を満たしている方は、入札発注表に記載した指定期限までに、入札参加申込書を事務局総務課あてにファクシミリで提出してください。

※ 持参の申込みは受け付けません。

※ 建設工事と建設工事以外の案件では様式が異なりますのでご注意ください。

なお、建設工事の場合、配置予定技術者の変更は、入札書差出期限以後は原則としてできませんので注意してください。

また、入札参加申込書の着信確認のために、入札参加申込書に受付印を押して返信します。届かない場合は事務局総務課に必ずお知らせください。

入札参加者の決定（指名）

入札参加の申込みがあったときは、資格を有する方をすべて指名します。

なお、指名した方に対してはその旨をファクシミリで通知します。

不指名

次に掲げる方の入札参加申込があった場合は、不指名とし、入札に参加できない場合があります。その場合は、その旨をファクシミリにより通知します。

【経営状況関係】

- 1 組合が発注した建設工事（その瑕疵修補等のための建設工事を含む。）の施工及び役務の提供に係る委託その他契約の履行が著しく遅れている者
- 2 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始がされた者
 - (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者
- 3 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者

【人的関係・資本関係】

同一の入札において、申込者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申込者のうち、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者のみを指名します。

- (1) 入札参加希望者（その取締役を含む。本号イにおいて同じ。）が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- (2) 入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- (3) 入札参加希望者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係

(4) 入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の關係に準ずる關係

※ 入札参加予定者の關係が上記の關係に該当する場合で、この關係の取扱いに対応する目的で、当事者間で連絡を取ることは、公正な入札の確保の規定に抵触するものではないこととします。

【工事成績關係】

次に掲げる事項に該当する申込者について、不指名の通知をした日から3か月の間は、指名しないものとします。

(1) 過去2年間に、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事成績評定要領（次号において「評定要領」という。）の規定に基づく評定点が60点に満たない評定を受けた工事を施工した件数の合計数が累積して2件となった者

(2) 評定要領の規定に基づく評定点が50点に満たない評定を受けた工事を施工した者

設計図書等の入手

1 設計図書等は、ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。ただし、建設工事に係る図面は、ホームページに掲載しませんので、指定した販売店（入札発注表に記載します。）から購入してください。

※ 発注案件によっては、設計図書等の販売をしないものもあります。

2 購入にあたっては、必ず事前に購入申込書をファクシミリで販売店に申し込み、販売店に直接取りに行ってください。

説明会・設計図書等に対する質問等

1 原則として、入札説明会は行わないこととしますが、必要と認められる場合は実施いたします。入札説明会の実施については、入札発注表に記載しますので、確認してください。

※ 入札説明会を実施する場合は、入札説明会に参加しないと入札に参加できませんので注意してください。

2 設計図書等に対する質問は、指定した期限（入札発注表に記載します。）までに、設計図書等に対する質問書を事務局総務課あてにファクシミリで提出してください。

3 設計図書等に対する質問の回答は、指定する日（入札発注表に記載します。）にホームページに掲載することにより回答します。

入札の方法

1 入札は、郵便により入札書を提出する方法で行います。

2 入札書を郵送する際は、所定の事項を全て記載した上で、指定封筒（建設工事の場合は設計図書等の購入時に配布する封筒、物品購入及び役務の調達等の場合は案件ごとにホームページへ掲載する指定様式を貼り付けた封筒）に入れて封緘してください。

- 3 郵送方法は、郵便局から配達日指定郵便で、かつ特定記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で、あらかじめ指定する日に事務局総務課に到達するように行ってください。（差出日と配達日の間は2日必要です。）

郵便による入札の場合の開札等

- 1 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 2 入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができません。
- 3 開札ごとに3人の入札立会者を指名し、立会いを求めます。（入札立会者以外の入札参加者が当該開札への立会いを希望されるときは、開札日前日までにお知らせください。）
- 4 入札立会者は、原則として参加申込書が1・3・5番目に到達した方をお願いします。
- 5 入札立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている方をお願いします。
- 6 入札立会者の有無にかかわらず、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち合わせるものとします。

くじによる落札者の決定

- 1 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- 2 くじを引くべき入札者がその場にいない場合は、当該入札者に代わって入札事務に関与しない職員がくじを引きますのでご了承ください。

入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となりますので注意してください。

- 1 参加申込書を提出していない者がした入札
- 2 入札書に記名押印がない入札
- 3 入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額の明確でない入札
- 4 同一入札案件について同一人が複数の入札書を提出した入札
- 5 その他入札執行者において無効と認めた入札
- 6 配達日指定郵便で、かつ特定記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によらないで入札書を郵送した入札
- 7 指定の封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- 8 入札書が指定する日以外の日に到達した入札
- 9 指定の封筒に記載の工事等名又は差出人と同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札
- 10 指定の封筒に工事等名又は差出人の記載されていない入札
- 11 工事費内訳書が同封されていない入札（建設工事のみ）

再度入札の実施（物品購入及び役務の調達のみ）

- 1 予定価格を下回る価格で入札をした者がいない場合は、再度入札を郵便により行います。この場合、入札参加者に対し再度入札依頼書をファクシミリで送信します。
- 2 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で、指定封筒（再度入札依頼書と併せて送付する指定様式を貼り付けた封筒）に入れて封かんしてください。
- 3 郵送方法は、郵便局から配達日指定郵便で、かつ特定記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で、あらかじめ指定する日に事務局総務課に到達するように行ってください。（差出日と配達日の間は2日必要です。）

配置技術者

建設業法第26条に定める技術者、現場代理人等必要な人員を配置することが必要な入札で、落札決定となった場合は、配置する監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の雇用確認を行いますので、当該入札の申込日までに3か月以上の期間の雇用が確認できる健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等の確認書類を契約関係書類に添えて提出してください。

最低制限価格制度（制度の適用については、入札発注表に記載します）

- 1 予定価格の3分の2以上（ただし、予定価格の10分の8を下回る場合は、10分の8とします。）で最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とします。
- 2 予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。

入札結果の通知と公表

入札結果については、入札後に電話・ファクシミリにより連絡します。
また、建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札結果については、ホームページに掲載します。

その他

入札参加にあたっては、入札発注表・仕様書のほか、ホームページに掲載している「組合参加希望型指名競争入札実施要領」、「組合郵便入札実施要領」を必ず熟読ください。